

タイ王国におけるサイバーセキュリティ法 と個人情報保護法の施行について

TMI総合法律事務所バンコクオフィス

代表弁護士 高祖大樹

弁護士 杉浦翔太

2019年11月28日（木）
SAMACライセンスセミナー in バンコク

1 サイバーセキュリティ法の施行

- (1) サイバーセキュリティ法の概要について
- (2) 重要情報インフラ事業者とは
- (3) 重要情報インフラ事業者の義務
- (4) NCSCの調査権限

2 個人情報保護法の施行

- (1) 個人情報保護法の概要について
- (2) 個人情報保護法の適用スケジュール
- (3) 事業者の主要な義務
- (4) 具体的に想定される場面

(1) サイバーセキュリティ法の概要について

サイバーセキュリティ法の概要

1. 法令の名称	サイバーセキュリティ法 (英名) Cyber Security Act B.E. 2562
2. 成立日	2019年5月27日
3. 適用開始日	2019年5月28日 (<u>猶予期間無し</u>)
4. 管轄官庁	● 国家サイバーセキュリティ委員会 (NCSC) : サイバーセキュリティに関する政策や計画の策定 ● サイバーセキュリティ監視委員会 (CSSC) : 監督とエンフォースメント
5. 適用対象	重要情報インフラ事業者: <u>※公的機関のみならず民間事業者も含まれるが、具体的な判断基準は細則に委ねられている</u>

(1) サイバーセキュリティ法の概要について

サイバーセキュリ
ティ法成立

- 2019年5月27日
- 国王の署名により成立

サイバーセキュリ
ティ法施行

- 2019年5月28日施行
- 施行までの猶予期間はなし

NCSC設置

- 施行から90日以内に設置（予定）
- 現在、NCSC準備委員会のみ設置

CSSC設置

- NCSC設置から90日以内に設置（予定）

(2) 重要情報インフラ事業者とは

- 下記分野において重要情報インフラを提供する公的機関及び民間事業者を指す。
 - ・ 安全保障
 - ・ 重要な公共サービス
 - ・ 銀行・金融サービス
 - ・ 情報技術・情報通信サービス
 - ・ 運送・物流サービス
 - ・ エネルギー及び公共事業
 - ・ 公衆衛生事業
 - ・ その他細則によって定められた分野
- 重要情報インフラ事業者の具体的な判断基準は細則により定められるが、現段階では制定されていない。

(3) 重要情報インフラ事業者の義務

- ① NCSCが定める方針に沿った行動規範と標準枠組みを策定（サイバーセキュリティに対する監査とリスク評価の方法を含む）する。
- ② NCSCに対して、(i)サイバーセキュリティを担当する役員及び担当者の氏名、(ii) システム所有者の氏名及びコンタクト情報、(iii) 重大なサイバー脅威を報告する。
- ③ サイバーセキュリティ体制が最低基準を満たさない場合、CSSCの是正措置にしたがって対応策を講じる。
- ④ サイバーセキュリティ体制に関する年次監査を実施する。
- ⑤ サイバー脅威に対する調査と準備を実施する（サイバー脅威が発生し、又は発生しそうな場合には状況を調査するとともに、①記載の行動規範や標準枠組みの則った対応策を講じる）。

※上記義務違反の場合には、30万バーツ以下の罰金若しくは3年以下の懲役、又はその両方を科される。

※サイバー脅威とは、コンピュータ、コンピュータシステム、又は悪意あるプログラムを利用することによって、他のコンピュータ、コンピュータシステム、又はコンピュータ情報を害することによって、それらに害悪や影響を引起す可能性のある差迫った脅威を指す。

(4) NCSCの調査権限

- サイバー脅威が発生し、又は発生する可能性がある場合、NCSC/CSSCは、脅威の影響の分析を目的として、事業者の情報提供を要請したり、保有している文書の提出を命じたりすることができる。
- サイバー脅威が深刻なものである場合、NCSCは、サイバー脅威に関連するコンピュータ又はシステムの所有者等の施設内に立入り、システムの監視、コンピュータの押収、又は強制アクセスを行うことができる。
- 上記権限は、危機的なサイバー脅威を防ぐために緊急の必要がある場合は、裁判所の許可を得ずに行うことができる（事業者が合理的な理由なくこれを拒んだ場合は、禁錮や罰金といった刑事罰の対象となる）。

1 サイバーセキュリティ法の施行

- (1) サイバーセキュリティ法の概要について
- (2) 重要情報インフラ事業者とは
- (3) 重要情報インフラ事業者の義務
- (4) NCSCの調査権限

2 個人情報保護法の施行

- (1) 個人情報保護法の概要について
- (2) 個人情報保護法の適用スケジュール
- (3) 事業者の主要な義務
- (4) 具体的に想定される場面

(1) 個人情報保護法の概要について

個人情報保護法の概要	
1. 法令の名称	個人情報保護法 (英名) Personal Data Protection Act B.E. 2562
2. 成立日	2019年5月27日
3. 適用開始日	2020年5月27日 (<u>民間事業者には施行から1年間の猶予期間あり</u>)
4. 管轄官庁	● 個人情報保護委員会
5. 適用対象	● 公的機関 ● 民間事業者 <u>※タイ国内の事業者のみならず、国外の事業者であっても適用対象となる場合がある</u>

(2) 個人情報保護法の適用スケジュール

個人情報保護法
成立

- 2019年5月27日
- 国王の署名により成立

個人情報保護法
施行

- 2019年5月28日
- 法律成立の翌日より施行開始
- ただし主要な条文は1年間の猶予期間

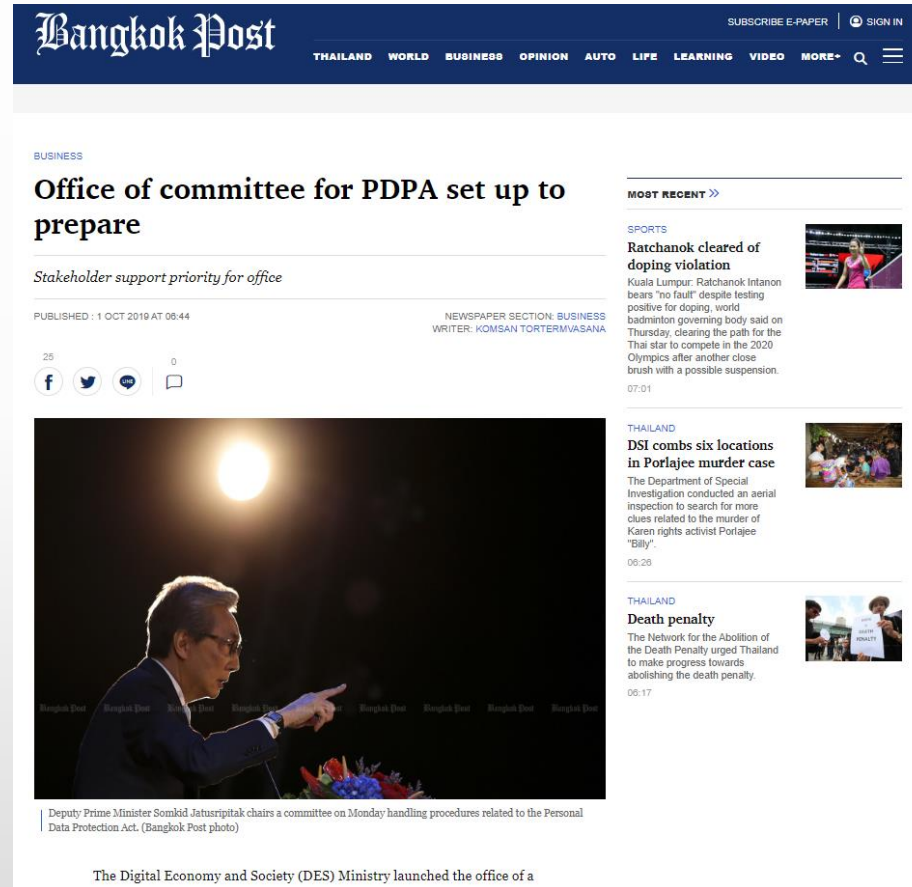
個人情報保護
委員会設置

- 2019年9月30日、準備委を設置
- 今後設置される個人情報保護委員会が各種規則制定の権限を持つ

個人情報保護法
適用開始
(民間事業者)

- 2020年5月27日
- 主要な条文が適用開始

➤ 個人情報保護委員会準備委員会の設置（2019年9月30日）



The Digital Economy and Society (DES) Ministry launched the office of a

(3) 事業者（データコントローラー、データプロセッサー）の主要な義務

① 個人情報の取扱いには正当化根拠が必要

原則として本人から同意を得る必要がある。同意を得られない場合には、他の正当化根拠（正当な利益や契約の履行）を検討。

② 個人情報の本人に対して情報提供（通義）義務

典型的にはプライバシーポリシーによる通知を行う（日本や欧州で作成したものが参考になる）。

③ 個人情報の国外移転にも正当化根拠が必要

本人から同意を得るか、情報の送り手と受け手との間で契約を締結する。

④ 個人情報の記録簿作成義務

取扱っている個人情報の記録を備えおかなければならない（後述データマッピングを利用する）。

(3) 事業者（データコントローラー、データプロセッサー）の主要な義務

⑤本人からの権利行使（削除権、訂正件）への対応

対応するための窓口を設置。対応方法のマニュアル（規程）策定する。

⑥インシデント発生時に、当局や本人へ報告・通知

情報漏洩が発生してからではなく、あらかじめ社内体制を整備し、レポーティングラインを周知しておかなければならない。

⑦個人情報を取扱う委託先の管理

個人情報の取扱いに関する契約覚書を結ぶ。

⑧データ保護オフィサーの選任

一定の要件を満たす場合には必要（社内or社外）。

(4) 具体的に必要となる対応

データマッピング

- 社内において取扱っている個人情報の棚卸し
- 法務コンプライアンス部門、情報システム部門、人事部門、各事業部（顧客情報、取引先情報）による協同

GAP分析

- タイ個人情報保護法の要求事項と現状の体制を比較
- どの要求事項を満たさなければならないか検討

法対応の実装

- タイ個人情報保護法に関する社内規程の整備
- 同意取得、情報提供、プロセッサーとの契約整備等、タイ個人情報保護法の要求事項との差異を埋めていく

社内教育 定期監査

- 社内セミナー、Eラーニングを通じた教育
- 定期的な監査による新たなデータフローや個人情報の目的外利用の洗出し、安全管理措置の見直し

(4) 具体的に必要となる対応

①データマッピング

➤ データマッピングとは

- ・ 社内において取扱っている個人情報の棚卸し
- ・ **どの事業において、どのような個人情報を、誰が取扱っているのかを把握できなければ、そもそも本法対応のために必要な作業を特定することができない**

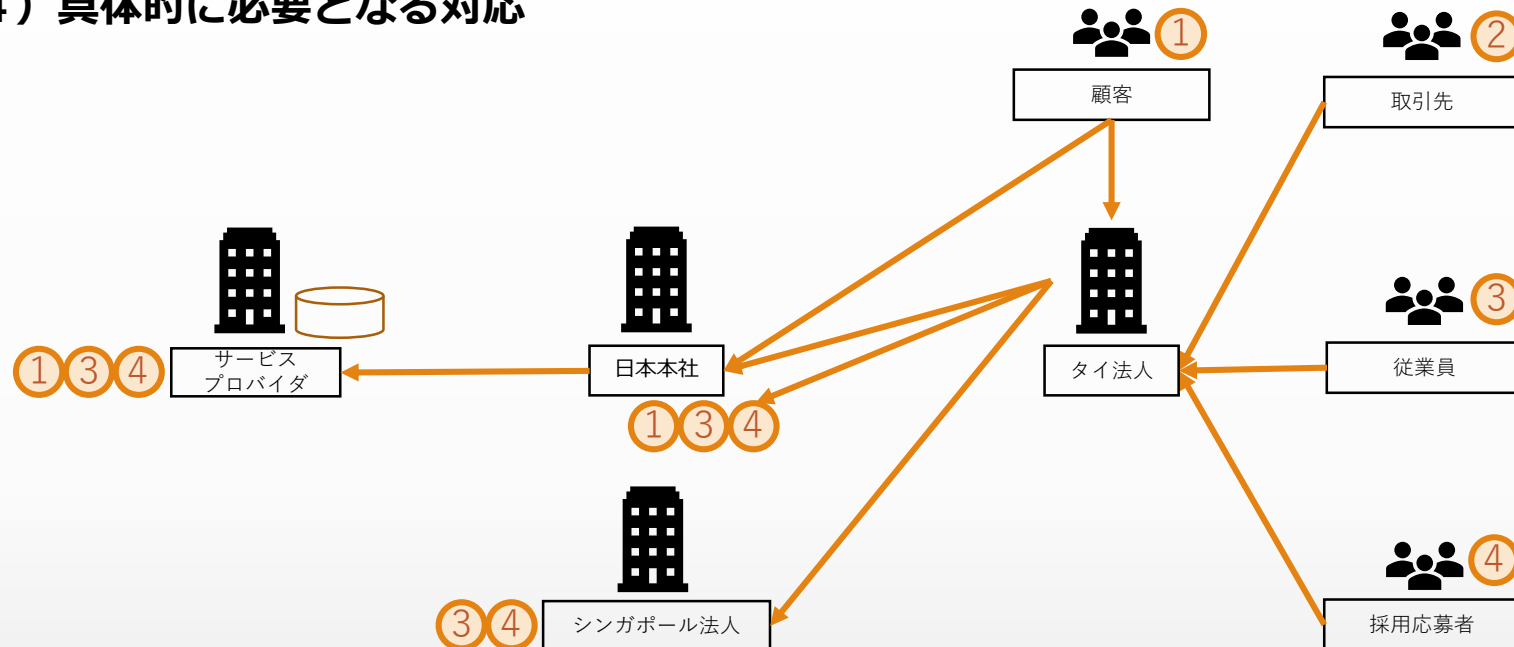
➤ データマッピングの関係当事者（下記に限られない）

- ・ 法務コンプライアンス部門
- ・ 情報システム部門
- ・ 人事部門（従業員情報）
- ・ （日本本社）海外事業部門（顧客情報、取引先情報）
- ・ （タイ法人）各事業部（顧客情報、取引先情報）

➤ データマッピングの実施方法

- ・ 個人情報棚卸表の配布
- ・ 個々の担当者への質問票、インタビューの実施

(4) 具体的に必要となる対応



No.	データ主体種別	個人情報種別	利用目的	取扱件数
1	顧客	閲覧履歴、通知履歴、購入履歴、アンケート内容、接続IPアドレス、端末情報	購買傾向分析、アンケート実施、DM発送	500件
2	取引先	氏名・会社名・部署名・役職・電話番号・メールアドレス	ビジネス上のコンタクト	500件
3	従業員	氏名、年齢、性別、国籍、学歴、職歴、資格、免許、給与、人事考課情報	人事管理、人事考課	300件
4	採用応募者	氏名、年齢、性別、国籍、学歴、職歴、資格	採用活動	100件/年

(4) 具体的に必要となる対応

②GAP分析

➤ タイ個人情報保護法における要求事項をリストアップ

- ①のデータマッピング結果をベースに、タイ個人情報保護法において対応が求められる要求事項をリストアップ。
- コントローラー/プロセッサー、国内事業者/国外事業者、取扱う個人データの種別等による要求事項は異なる。

➤ 現状の個人情報保護体制との比較（GAP分析）

- すでに要求事項を満たしている項目と満たしていない項目との整理
- 現状の情報セキュリティ規程、個人情報保護規程、プライバシーポリシー、インシデント対応ルール等を精査

③法対応の実装

➤ 判明したGAPに対するアクション検討

- タイ個人情報保護法に対応した個人情報保護規程（特則）の策定
- タイ消費者/従業員向けプライバシーの改訂

(4) 具体的に必要となる対応

④社内教育/定期監査

➤ 社内教育

- 従前個人情報保護法が存在していない→個人情報保護の意識が希薄
- 社内セミナーやEラーニングを通じて教育活動
- 法律に則った規程策定に加えて、現場従業員が理解できるマニュアルの策定

➤ 定期監査の実施

- 安全管理措置の定期的な見直しが必要（技術水準の向上）
- 会社において取扱い（取得・利用・開示）を行っている個人情報のアップデート（新規事業はないか、利用目的の追加はないか）
- 会社の個人情報保護のための組織体制アップデート

➤ インシデント対応訓練

- インシデント発生を認識してから72時間以内に個人情報保護委員会へ報告できる体制の整備
- レポーティングラインの構築、対応訓練実施

(4) 具体的に必要となる対応

～2020年1月
データマッピング

- Phase1:データマッピング
- チェックリストによる質問送付
 - 既存社内規程やプライバシーポリシーレビュー
 - 担当者へのインタビュー実施

～2020年3月
GAP分析

- Phase2:GAP分析
- 個人情報保護法における要求事項と現状とのGAPを分析
 - 上記分析から導かれる具体的な対応策を検討

～2020年5月
法対応の実装

- Phase3:法対応の実装
- 社内規程/プライバシーポリシー/記録簿の作成・修正
 - 同意取得、域外移転対応の検討
 - 委託先との契約作成etc.

2020年5月～
社内教育
定期監査

- Phase 4:社内教育・定期監査
- インシデント対応フロー
 - 研修会開催、年次レビューetc.

TMI Associates (Thailand)

所在地 No.98 Sathorn Square Office Tower, 26th floor,
Unit No. 2608-2609, North Sathorn Road,
Silom Sub-district, Bangrak District, Bangkok

電話番号 +66(0)83-026-1643

E-mail bangkok@tmi.gr.jp



パートナー弁護士
高祖 大樹 Daiki Koso

- 経歴

1996年 3月 佐賀県私立弘学館高等学校卒業
2000年 3月 東京大学理学部生物化学科卒業
2005年 10月 TMI総合法律事務所勤務
2014年 1月 パートナー就任
2019年 1月 バンコクオフィス駐在

- 主な取扱分野

証券化・流動化・REIT/ プロジェクト・ファイナ
ンス /
ストラクチャード・ファイナンス / コーポレー
ト・ファイナンス / M&A/ 一般企業法務 / 不動産
投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー /
電気事業 /
アジア / 医療 / ヘルスケア / バイオ / 人材・教
育・福祉



アソシエイト弁護士
杉浦 翔太 Shota Sugiura

- 経歴

2008年 3月 函館ラ・サール高等学校卒業
2013年 3月 慶應義塾大学法学部法律学
科卒業
2015年 3月 東京大学法科大学院修了
2017年 1月 TMI総合法律事務所勤務
2019年 4月 バンコクオフィス駐在

- 主な取扱分野

個人情報保護法 / アジア / 一般企業法務

近時の取扱い案件

1 M&A、合併企業設立・撤退、法務デューデリジェンス、契約書作成

- 日系製薬会社によるタイ国内企業の買収案件に関する法務デューデリジェンス
- 日本の情報通信機器販売事業者による、日本企業タイ子会社の買収案件における、対象会社の法務デューデリジェンス及び株式取得に関するアドバイス
- 日本のデザイン会社によるタイ国内事業者とジョイントベンチャー組成に関するアドバイス及び契約書ドラフティングetc.

2 タイ不動産開発に関する投資案件

- 外資規制・資金調達に係る法令（担保法制、Single Lending Limit、Connected Loan規制等）に関するアドバイス
- 日本の不動産開発事業者とタイ国内事業者とのジョイントベンチャー組成に際してのストラクチャリングに関するアドバイス
- 不動産デューデリジェンス
- 各種契約書ドラフティングetc.

3 タイ子会社におけるコンプライアンス案件

- タイ子会社従業員による横領に関する不正調査
- タイ子会社従業員の解雇をはじめとした労務管理に関するアドバイス
- タイ子会社役職員向けのコンプライアンス・マニュアルの策定
- 各種法令に関するアドバイス（個人情報保護法、薬事法、広告規制、贈収賄関連規制等）etc.

4 各種契約書のドラフト・レビュー

- 株式譲渡契約・株主間契約
- 出資契約
- フランチャイズ契約
- 賃貸借契約
- 建設工事・解体工事契約
- 各種サービス契約etc.

➤ ご質問、お問合せは下記まで

TMI総合法律事務所バンコクオフィス
代表弁護士 高祖大樹

Mail: Daiki_Koso@tmi.gr.jp

Tel : +66-(0)6-4587-2437